

見守り 新鮮情報

スマートフォンに「**無料**で占うので**安心**してください」というメールが来て、**軽い気持ち**で**占いサイト**に登録した。**無料**だったのは**最初だけ**で、途中から**ポイントを購入**しなければならなくなった。占い

師の女性から、「あなたには私と同じ守護霊がついているから、**絶対幸せ**にしてあげたい」と言われ、偶然持病が改善したこともあり、**のめり込んで**しまった。やめると伝えても「あと少し、終盤が見えています」などと**引き延ばされた**。**借金**をして**250万円**くらい使った。(60歳代 女性)



占いサイト 引き延ばされて 利用料金が高額に

ひとこと助言



- 「占いサイト」に夢中になり、高額な料金を支払ったという相談が寄せられています。
- ポイントの購入により相手とメール等ができるシステムの「占いサイト」では、相手の誘導でやり取りを重ねているうちに、気づいたときには、多額の費用をつぎ込んでいたということもあります。
- 「幸せになれる」などと言われても、相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう。家族や身近な人に相談することも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

「1カ月前に**注文を受けた健康食品**が出来上がったので、**お届けします**」と**突然電話**があった。金額は約**2万5千円**だという。「そんなに高額な健康食品は**注文していない**」と答えたが、「注文している**ので受け取って**

もらわないと困る」と言われた。その言い方が**怖かった**ので、「今回限りですよ」と言ってしまった。商品が届いたので**仕方なく代金を支払った**が、納得がいかない。

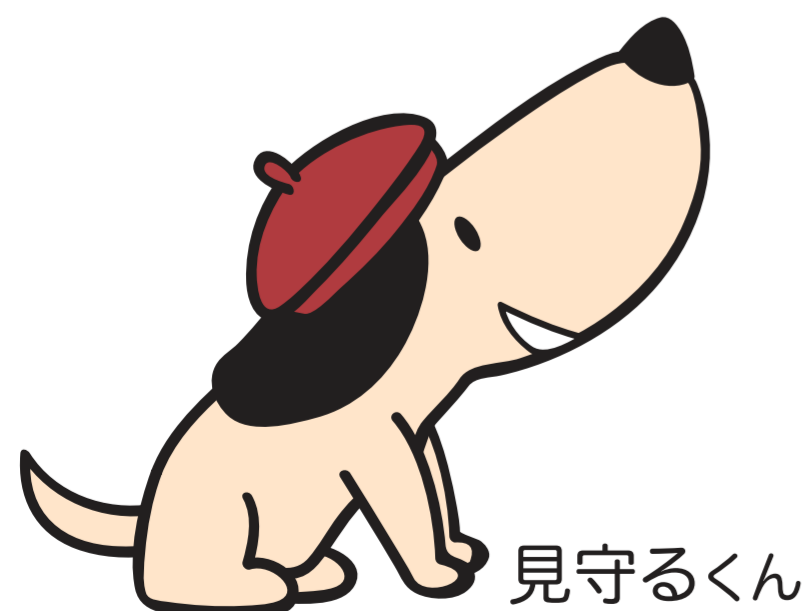
(70歳代 女性)



注文した覚えがない 健康食品を送りつけられた!

ひとこと助言

きっぱり断ろう



- 「注文いただいた健康食品を送ります」などと電話があり、申し込んでいないと伝えても、強引に健康食品を送りつけられたという相談が後を絶ちません。
- 申し込んだ覚えがなく購入するつもりもなければ、電話があったときに、きっぱりと断りましょう。
- 商品が届いても、代金を支払ってはいけません。事業者名、住所、電話番号をメモした上で、「受け取り拒否」をしましょう。自分だけで判断できない場合は、家族等に相談することも大切です。
- 電話で断りきれず商品が届いてしまった場合でも、クーリング・オフが出来ることがあります。すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

「**不用品**があれば**買い取る**」と女性が**訪問**してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と

言われ、指輪等を

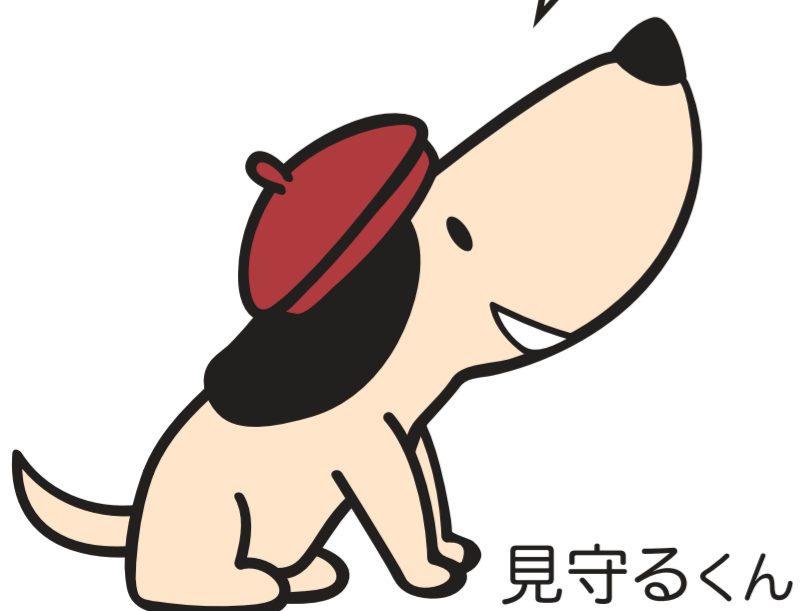
含めて**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また買い取り**価格が安すぎる**と思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は**別の業者に渡してしまった**」と言われた。(60歳代 女性)



訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

ひとこと助言

クーリング・オフ
できるよ



見守るくん

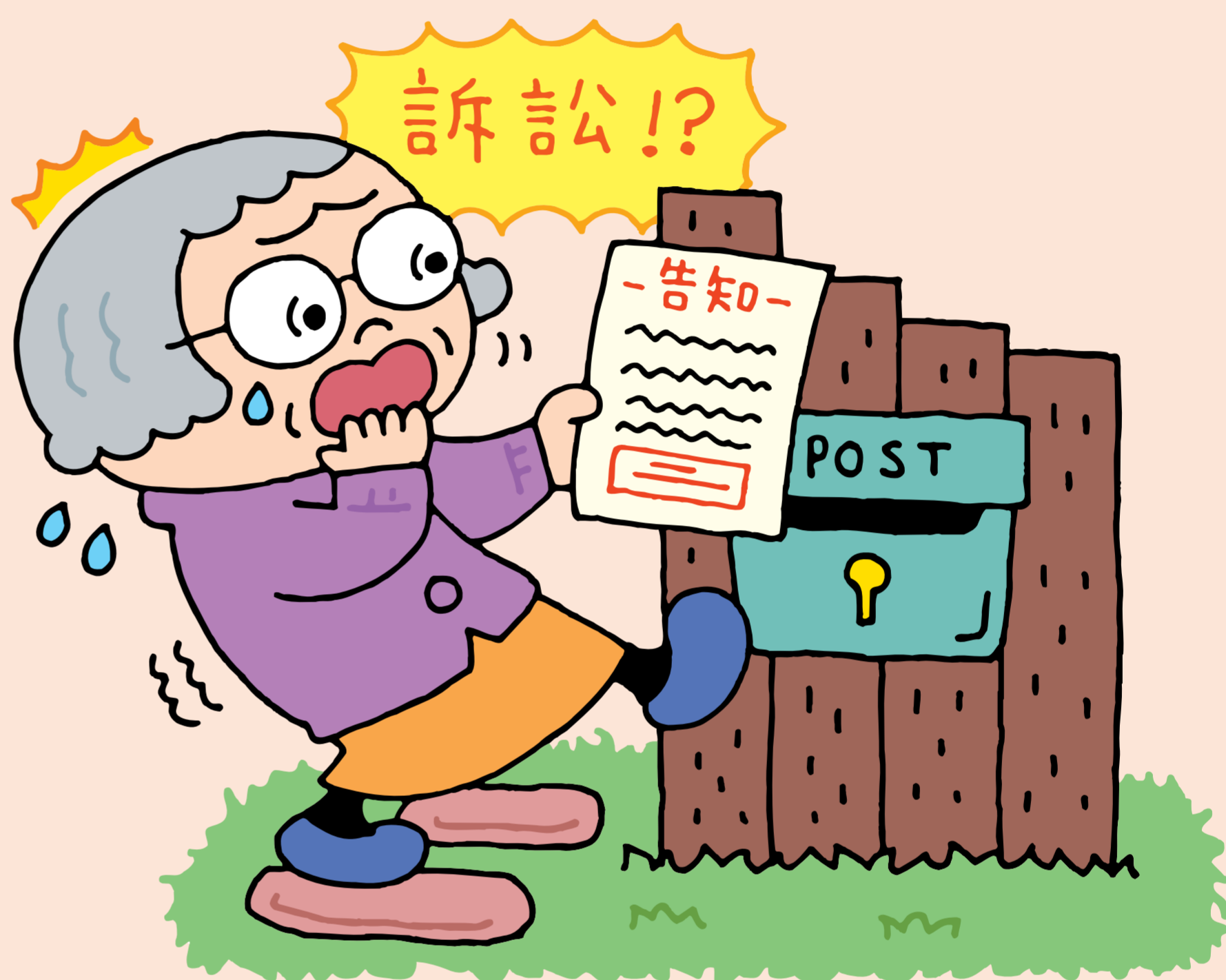
- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する**訴訟最終告知**」という**ハガキ**が届いた。**訴訟**や**差し押さえ**などと書かれており、**怖くなって**ハガキに書いてあった電話番号に**連絡**したところ、「あなたは買った物の**代金を支払っていない**ため、**企業**

から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、**示談金**として**10万円**をコンビニで支払うように」と言われた。**全く身に覚えがない**のに支払わなければならないのか。

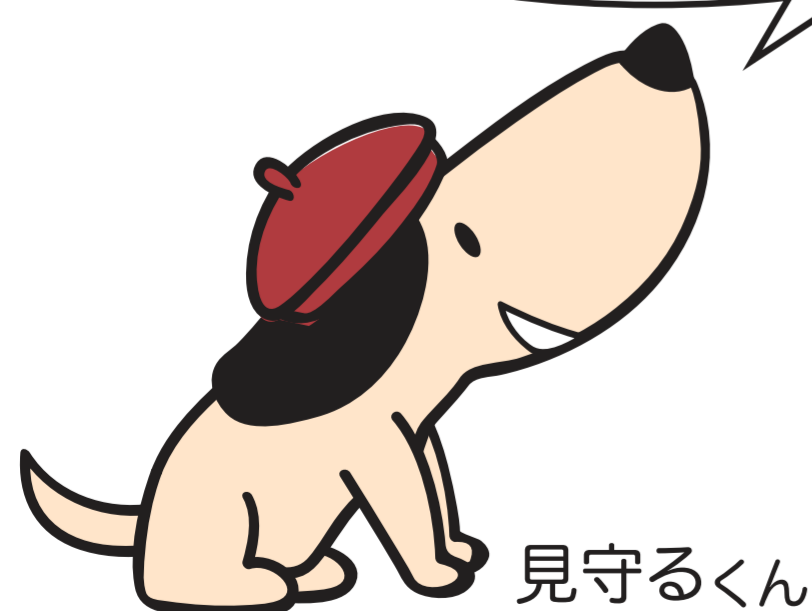
(60歳代 女性)



相談急増 ハガキによる架空請求

ひとこと助言

架空請求は無視!



見守るくん

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

スマートフォンで筋肉増強の**サプリメント**が約**500円**で購入できるという**広告**を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び**同じ商品が届き**、今度は**6千円以上**になるとの**請求書**が入って

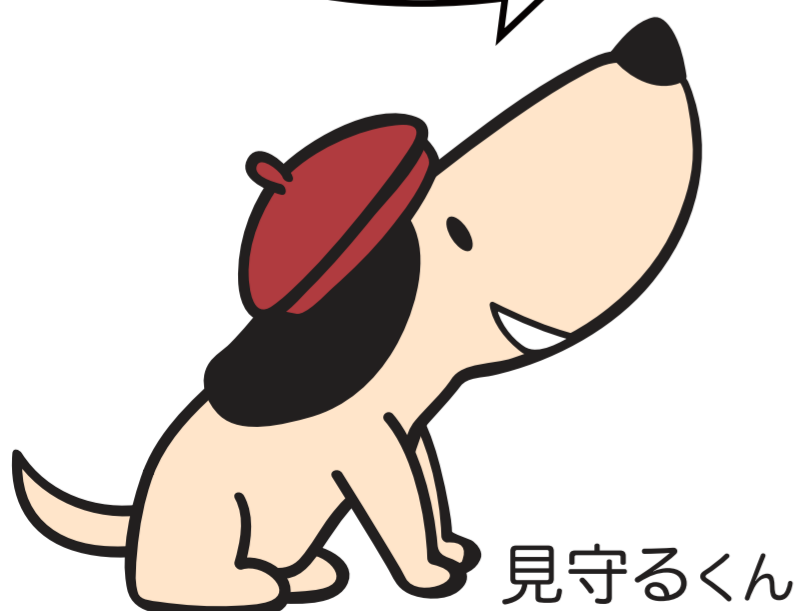
いた。事業者で電話したところ、**4回購入が条件**の**定期購入**だと言われた。**画面の下**の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は**気付かなかった**。(60歳代 男性)



「お試し」「1回だけ」の つもりが**定期購入**だった!?

ひとこと助言

契約条件を確認しよう



見守るくん

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中での解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

趣味の会で知り合った**人に勧められて**、
1年前に仮想通貨への**投資の説明会**に
行った。「**仮想通貨**

通貨を購入

すると**価値が**

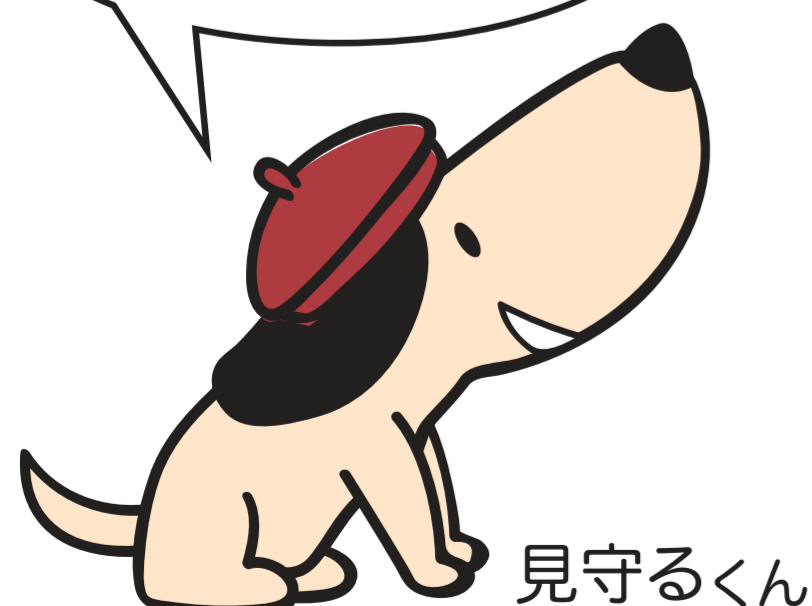
上がる」と言われ、約**90万
円**振り込んだ。「1年経ったら
会社が**買い取る**」と言われ
ていたが業者と**連絡が取れ
ない**。返金してもらいたい。
(60歳代 女性)



知人から誘われた 仮想通貨への投資 もうかるはずが...

ひとこと助言

分からなければ
契約しないで



見守るくん

- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
- 仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。
- 不安を感じたときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。